

泉小学校跡地活用方針決定

1 泉小学校跡地活用の考え方

泉小学校跡地については、「西東京市公共施設等総合管理計画～公共施設等マネジメント基本方針～」に掲げる「総量抑制」を基本としつつ、これまでの取組でいただいたご意見や将来的な行政需要等を踏まえ、「地域活用エリア」と「行政活用エリア」に区分したうえで跡地活用を検討し、「泉小学校跡地活用方針」を平成 29 年 1 月に決定しました。

2 活用エリアの内容及び配置

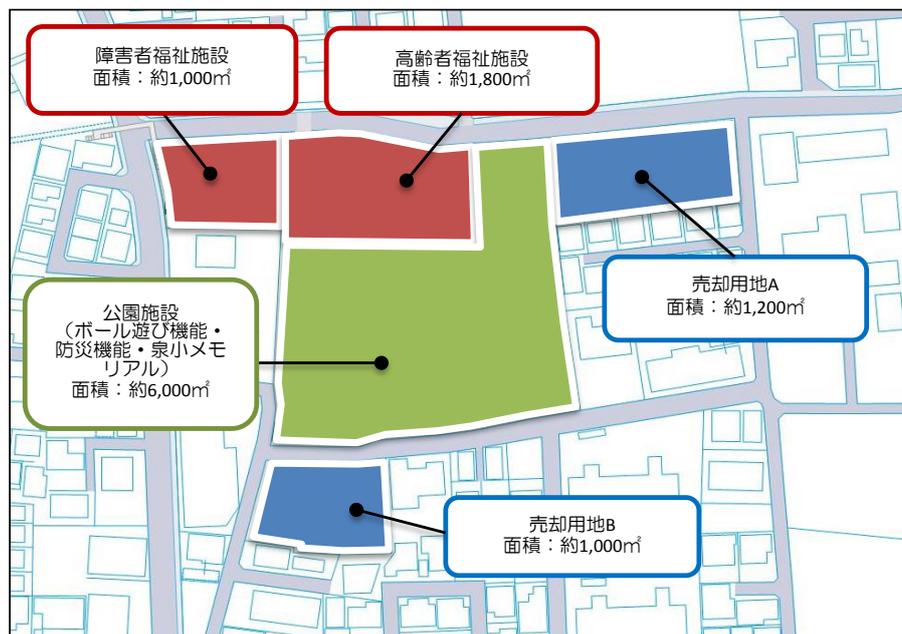
大きなスペースが確保できる中央エリアを「ボール遊び機能を有した公園」とし、北西エリアを「障害者福祉施設」と「高齢者福祉施設」、その他の用地を「売却用地」と設定しました。

(1) 地域活用エリア

公園施設 約 6,000 m² (ボール遊び機能・防災機能・泉小学校メモリアル)

(2) 行政活用エリア

- ・ 障害者福祉施設 約 1,000 m² (定期借地)
- ・ 高齢者福祉施設 約 1,800 m² (定期借地)
- ・ 売却用地 A 約 1,200 m²
- ・ 売却用地 B 約 1,000 m²



3 今後の整備スケジュール

障害者福祉施設・高齢者福祉施設・公園施設の計画的な整備等に向け、平成 29 年度は校舎等の解体工事、障害者福祉施設の事業者選定、地区計画の手続き等を進めます。

内容	H29	H30	H31	H32
暫定利用	校庭暫定開放 →			
校舎等解体作業	分筆測量等 → 解体工事 →			
地区計画	地区計画手続 →			
<地域活用エリア> 公園施設		設計 →	公園整備 →	供用開始 →
<行政活用エリア> ① 障害者福祉施設 ② 高齢者福祉施設 ③ 売却用地	① 業者選定 →	補助金申請期間 →	施設整備 →	開設 →
		② 業者選定 →	施設整備 →	開設 →
		③ 売却手続 →		

4 今後の検討

- (1) 障害者福祉施設・高齢者福祉施設・公園施設の具体的な規模や機能等については、各施設の検討を進めていく中で、丁寧な情報提供や意見聴取を行ったうえで決定していきます。
- (2) 周辺の住環境への影響については、地区計画制度を活用し、地域への丁寧な説明を行ったうえで、売却用地を含めた土地利用の方針や公園・道路の整備方針を定めていきます。
- (3) 泉小学校跡地の北西部分に設置されている歩道橋については、撤去の方向で検討することとします。今後は、歩道橋の利用状況の調査等を行い、関係機関と協議していきます。

※「泉小学校跡地活用方針」は、市ホームページでご覧いただけます。

【問い合わせ先】企画政策課（TEL：042-460-9800）

管財課（TEL：042-460-9812）

資料のポイント

- ・平成 29 年 1 月に定めた活用方針に基づいて障害者福祉施設・高齢者福祉施設・公園施設の整備等を計画的に進め、具体的な規模や機能等については、各施設の検討を進めていく中で決定する。
- ・周辺の住環境への影響については、地区計画制度を活用し、売却用地を含めた土地利用の方針や公園・道路の整備方針を定める。